

松戸市教育委員会会議録

平成30年1月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成30年1月定例会

開 会	平成30年1月11日 (木) 13時30分より	閉 会	平成30年1月11日 (木) 15時03分		
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠		
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○	
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○	
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○	
出席職員	内訳別紙のとおり				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 30 年 1 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	スポーツ課 課長補佐	菊地 俊一
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	戸定歴史館 館長	齊藤 洋一
3	学校教育部 部長	波田 寿一	23	〃 館長補佐	若林 佐恵子
4	学校教育部 審議監	池上 誠一	24	学務課 課長	織原 一浩
5	学校教育部 審議監	胡内 敦司	25	〃 専門監	本木 健司
6	教育企画課 課長	鈴木 章雄	26	〃 主幹	横山 忍
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27	指導課 課長	鮎川 渉
8	〃 課長補佐	大西 真	28	〃 課長補佐	秋谷 昌子
9	〃 主査	藤中 孝一	29	教育研究所 所長	山口 昌郎
10	〃 主任主事	四戸 俊也	30	〃 所長補佐	石井 裕子
11	〃 主任主事	島村 仁美	31		
12	教育施設課 課長	鈴木 啓文	32		
13	〃 課長補佐	久保田 昭彦	33		
14	〃 主幹	萩原 正幸	34		
15	〃 主査	内藤 秀明	35		
16	社会教育課 課長	星野 敦子	36		
17	〃 課長補佐	藤谷 美伸	37		
18	〃 主査	齋藤 真一	38		
19	〃 主任主事	永嶋 愛	39		
20	スポーツ課 課長補佐	大幡 健二	40		

平成30年1月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成30年1月11日（木） 午後1時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報告等

4 その他

平成30年1月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第41号

松戸市学区審議会に対する諮問について (学務課)

② 議案第42号

契約の締結について (松戸市立上本郷
第二小学校屋内体育館新築工事) (教育施設課)

③ 議案第43号

松戸市戸定歴史館条例の一部を改正する
条例の制定について (戸定歴史館)

(2) 報告等

① 平成30年七草マラソンの報告について (スポーツ課)

② 平成30年松戸市成人式の報告について (社会教育課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴のお申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成30年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。

伊藤委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件、報告等2件となっております。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者にお願いします。よろしく申し上げます。

◎議案第41号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第41号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、議案第41号「松戸市学区審議会に対する諮問について」、提案させていただきます。

今回、審議会の開催が必要になった理由は、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について審議会に諮問するためでございます。

新設いたします自閉症・情緒障害特別支援学級は、常盤平中学校及び新松戸南中学校に開設を考えており、平成30年4月1日より開設する予定です。中学校2校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設することについて、2、3、4ページの資料をもとにご説明いたします。

松戸市では、特別支援学級のニーズが高まっており、自立と社会参加を目指して中長期計画のもと、特別支援学級の新規開設を計画的に行っております。

松戸市東部から通学する生徒が多い金ケ作中学校の特別支援学級の生徒数が、平成29年12月1日現在、自閉症・情緒障害特別支援38名、5クラスという状況となり、今後も生徒数の増加が見込まれております。金ケ作中学校は、通常学級が全校で7クラスという小規模の学校であり、これ以上特別支援学級の生徒数が増加しますと、学校運営上、バランスが余りよくなく、指導が困難になってきます。そして、住居地の近くの学校に通学し教育することが望ましいと考えます。

また、第一中学校は特別支援学級の生徒数が平成29年12月1日現在、知的障害特別支援学級28名、4クラス、自閉症・情緒障害特別支援学級28名、4クラス、聴覚障害特別支援学級2名、1クラスという状況となり、今後も生徒数の増加が見込まれております。第一中学校は、教室の空き状況等から特別支援学級の増設が難しい状況です。

また、昨年度設置された第六中学校は、平成29年12月1日現在、知的障害特別支援学級7名、1クラス、自閉症・情緒障害特別支援学級8名、1クラスという状況です。

このため、平成30年4月1日より常盤平中学校及び新松戸南中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設することとなりました。中学校2校に自閉症・情緒障害特別支援学級が開設されることで、松戸市内の特別支援教育力の向上につながるとともに、今後の潜在的な教育ニーズに対応できるものと考えております。

以上のことから、中学校2校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設することに伴い、学区を変更しなければならないため、今回学区審議会に諮問することとなりました。

なお、松戸市学区審議会の開催は、本年1月31日を予定しております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第41号については、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

資料は、参考資料として5ページ、6ページ、7ページまででございます。

武田委員、お願いします。

武田委員 この変えることで、変えた後、どういうふうになるのかというのは、もう見通し出ているんですか、クラス数とか。すみません、わかっていたら教えてください。

教育長職務代理者 4ページの表はあれでしょうか、学務課長、それに当たりますか。

学務課長 はい。この4ページの参考のところの資料になります。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 5ページに新旧対照表があって、今回の改正案の結果、通学区域がそれぞれ、常盤平と新松戸南が増えることによって、それぞれに該当する中学校のあれで区割りが新しくなるというふうに理解していいんだろうと思うんですけれども、現在3つの学校でこの特別支援学級が、自閉症・情緒障害特別支援学級がもうあるということなんですけれども、2ページのところに、6校に設置という状況ですという、その6校というのは、残りの3校は、別の資料によると何か通級というふうになっているんですけれども、これは、今回のあれとの関係では、どういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 今のこちらの3校につきましては固定学級という形で、ここに籍を置きまして、実際にクラスがあるということになります。

通級というのは、1週間のうち1日、そこの学級に通うという形で、固定というのは、もう籍を置いたまま。

伊藤委員 その場合の通級というのは、別の何か学校、現在通級は、栗ヶ沢と和名ヶ谷と旭町中学校にあるというふうには書いてあるんですけれども、それは、今回の改正の中には一切出てこないんですけれども、それとの関係はどういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

教育研究所長 教育研究所長です。

固定の情緒学級と通級とでは、入る生徒が違います。固定の情緒というのは、その学校で毎日生活をするわけです。通級というのは、そこまでいかないんですが、通常は、自分の在籍の学校で通常学級で生活しているだけけれども、情緒的に、例えば、ソーシャルスキルト

レーニングをもっとやったほうがいいのかということで、週に一度とか、あるいは二度とか、その通級の教室に通ってそういうトレーニングをしながら、普段の生活は自分の学校に戻るという、そのために設置されておりますので、固定でずっと学んでいる子と、それから通常級からその通級に通う子というのと、また違うという、そういう形になりますので、特に通級に関しては、学区ではなくて、自分で通いやすいようなところを、自分の学校のところから週に1日だけ通うという、そういう仕組みになっております。

伊藤委員 そうすると、現在3校で通級があるというようになってはいますが、その子供たちは、今回新しく増えたところに行くとか、そういうことではないという。

教育研究所長 お答えします。

今、中学校の通級に通っている子が、固定の情緒に通うことはないです。

ただ、小学校でも同じ仕組みになっていて、小学校で通級に通っている子は、中学進学に当たって、固定のほうに移るといようなことは、その進路の関係で、子供の状況とか判断して移る場合があります。

伊藤委員 そうすると、現在何か通級で、さっき申し上げた3校がリストアップされているんですけども、そうすると、今そういう扱いを受けている子供たちが、例えば卒業すれば、その子がいなくなれば、例えば栗ヶ沢、現在通級扱いになってはいますが、それはもう、栗ヶ沢はそうではなくなるということですか。

教育長職務代理者 教育研究所長ですね、ここは。

教育研究所長 毎年、小学校からも入ってきますので、いなくなってゼロになるということは、ちょっとないです。

よろしいですか。要するに、通級のクラス、そこに先生がいますので、通級を使いたいという子供がいた場合は、例えば栗中に通うと。それが、小学校で通級に通っていた子が中学校に進学するに当たって、自分は四中なんだけれども、通級で週に1回栗中に通うという、そういう形になってはいますので、今いる子がいなくなるということではなくて、次から。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、通級にも、やっぱり区割りがあるわけですか。

教育長職務代理者 研究所長。

教育研究所長 通級は、学区はありません。

教育長職務代理者 通いやすいところに通うって、さっき。通えるときに、週1回とか2回とかを通うというご説明を、さっき。

ただ、そこに先生があり、クラスがあるから、その中学、例えば旭町中とか栗中とかに在籍していない生徒が、その近隣から通ってくるので、クラスがある以上、なくなるというのはちょっと考えにくいというか、クラスは存在する。

この6というのは、その3と3で、足して6ということなんですね。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 ごめんなさい、今の話にまた続きみたいな話ですけれども、その通級の、例えば栗中は通級があるって。そこは、例えば、月曜日にはどこかの学校からAという生徒が来て、火曜日には違う学校からBという生徒が来て、そういう形で運営されているんですか。

教育長職務代理者 研究所長、お願いします。

教育研究所長 そういう形になります。

曜日ごとに違う子供が来る、迎える教員は、同じ教員が授業をする、そういう形になっております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 こちらに、議案の中にありましたとおり、平成19年からですか、制度が充実する方向に次々と、学校の開設も増えてきておまして、たびたびこの議案があります。学区の変更等について審議しているわけですが、時折見学は何うんですが、やはりなかなか実態が、私どもの経験からだとすっと入ってこないということで、ご質問が出てくると思います。

山形委員、お願いします。

山形委員 山形です。

2点質問なんですけれども、1つが、小学校の特別支援学級に関しては、学区が設けられていなかったと、全域という形で、中学校での、先ほど説明にもあったんですけれども、通いやすいところというところで、自立みたいなのを考えて中学校は学区、近いところという形なのかというところですね、が1点と、あと、その区切られているというところの中で、例えば、学校選択制みたいに、本当はこの学区じゃない別な中学校に行きたいとかという意見があったときには、どのように対応するかというところと、ちょっと次の質問はずれるかもしれないんですけれども、新設する学校の、例えば、新松戸のほうとか常盤平のほうで、今までなかった学校がどんなふうを受け入れるかというところで、保護者に対しての説明だとか、そういうところのお話を伺いたいです。

教育長職務代理者 研究所長、お願いします。

教育研究所長 小学校と中学校の学区の違いですけれども、これはちょっと歴史的なものもありまして、小学校は比較的昔から多くの学校に情緒学級がありますので、特に学区を設けなくても近くの学校は選べたという、歴史的な経緯があります。

ところが、中学校は長い間、まず一中が最初にできまして、次に金ヶ作中ができたときに、どうしても交通の便が一中がいいものですから、通いやすいということだけでいってしまうと、なかなか集中してしまっとうまくいかないということで、中学校のほうは学区をつくりながら、1校に集中しないような形で進めるというような形の、ちょっと歴史的な経緯がありまして、若干その辺、制度は変わっているということがあります。

それから、学区外の選択性については、相談の上、認めるというような形にはなっております。

それから、保護者への説明ですけれども、今回、保護者会るときであるとか学校説明会るときに、こちらの指導主事が、補佐か指導主事が行きまして、開設の説明については、当該校と、それからそこにかかわる周辺の学校に説明に行っておるところです。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

ほかにないようであれば、これで質疑、討論を終わりますが、毎年毎年少しずつでも、利便性といいますか、市民の利用のしやすい方向には向かっていることだろうとは思いますが、こういう予算が結局県のほうでできてくるということですか、徐々に認められて、こういう設置ができてくるという、先生の配置等ができるようになってきたということで、こういうふうに進んでくるわけですかね、という理解でいいんですか。

教育研究所町、お願いします。

教育研究所長 最終的には、全部の学校に特別支援学級を設置するというのが目標になっていきますけれども、一番の問題は指導者の問題でして、つくることだけは、申請を出せば、子供がいれば開けて、教員は配置されるんですが、特別支援学級の指導者がそこまで急に育たないという、そういう問題もありますので、子供の偏りなんかを見ながら、徐々にきちんと教育的な効果が得られるような形で広げていくという、そういう手法で設置しているというのが、今の状況です。

ですので、子供がいて、学級を設置すれば、県費の職員は必ず配置されます。ただ、特別支援教育の経験がある者というのは、そんなに数いませんので、それを育てながら設置して

いるというのが現状です。

教育長職務代理者 わかりました。ちょっと背景も。

武田委員。

武田委員 ちょっとこれは質問なんですけれども、こことはちょっと外れるのかもしれないんですが、現在、金ケ作中学のほうが、一般クラスと情緒とかのクラスの数というのが大分拮抗してきて、これ以上はということで新設されるんだと思うんですけれども、ちょっとほかの学校に比べて、やっぱり極端に多い中で、現状の学校というのは、結局そんなに減るわけではないですよ。

モデルケースとして見ることもできるんだとは思いますが、現在どういう形でうまく運営されているのかとか、あるいは、子供たちというのはどういうふうに受け止めているのかみたいな部分が、もしわかっている部分があるんでしたら教えていただきたいなと思います。

教育長職務代理者 教育研究所長、よろしいでしょうか。

教育研究所長 固定の特別支援学級については、県費負担職員の担任以外に、市として補助教員あるいは補助員を、学級数分配置していますので、より手厚い指導をしているという形になります。

来年度から、新たに2校開設するわけですが、今通っている子供は、やっぱり今の学校にいたいというふうに思うので、急に減るということはちょっとないですが、新たに入学してくる段階で、この学区割りを守りながらやっていきますので、金ケ作中も徐々に減っていくというような形になるということなんです、ちょっと質問の答えになりますでしょうか。

武田委員 ちょっと違う。

●●●● (00:18:55) 武田委員さんの質問は、これだけ特別支援の学級が5学級と多い中で、金ケ作中全体としては、どういう学校経営の配慮とか状況があるのかという質問。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 教育研究所長、お願いします。

教育研究所長 特別支援学級があることによって、その特別支援の子供たちへの理解が進んでいたりとかいうことで、非常にその面での効果はあるというふうに聞いております。もちろん交流等もきちんとしております。

ただ、余りにも多過ぎると、それはそれで通う子供たちにとっても大変なことになります

し、通常の学級と逆転してしまうというのも、また普通と違う状況になってしまいますので、今回は特に金ケ作中を減らせるようにということで配慮したと、そういうことです。

教育長職務代理者 よろしいですか、武田委員。

武田委員 いつかのタイミングで、ちょっと行ってみたいと思うような感じがしますね。

教育長職務代理者 教育長から。

教育長 一口に特別支援学級といっても、この情緒の学級のように、ようにというか、とは、ほかの発達障害とかともまた違いますし、あるいは学力のほうの障害ともまた違うし、やっぱり特別支援の教育というのは、先ほどもありましたけれども、指導は難しいです。ですから、担当するにはそれなりの技術が必要なわけで、その人材不足というのが今物すごく大きな課題になっています。なかなか、育てようとしても育つものでもないですし。

その中で、でも、何年かかるかわかりませんが、全校配置にしなければいけないほど、対象児童・生徒は増えつつありますので、その辺はご理解いただきながら進めていきたいというふうに思っています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

ないようでございますので、これもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第41号を裁決いたします。

議案第41号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第42号

教育長職務代理者 次に、議案第42号「契約の締結について（松戸市立上本郷第二小学校屋内体育館新築工事）」を議題といたします。

説明者が入れかわります。少々お待ちくださいませ。

よろしいですか。

それでは、教育施設課長、お願いいたします。

教育施設課長 議案書8ページをお開きください。

議案第42号「契約の締結について」をご説明いたします。

本件は、松戸市立上本郷第二小学校屋内体育館新築工事の契約の締結を以下のとおり提案するよう、市長に申し出るものでございます。

- 1、契約の目的、松戸市立上本郷第二小学校屋内体育館新築工事。
- 2、契約の方法、地方自治体施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札。
- 3、契約金額、2億7,378万円。
- 4、契約の相手方、松戸市日暮5丁目25番地、株式会社湯浅建設代表取締役、湯浅健司。

次に、提案理由といたしましては、上本郷第二小学校の敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されたことに伴い、屋内体育館を建てかえるものでございます。

この提案理由の内容を説明いたします。

初めに、本市では、急傾斜地崩壊の危険性の高い箇所は75カ所存在しております。そのうちの1カ所が、上本郷第二小学校の学校用地にかかる急傾斜地でございます。75カ所につきましては、国の方針にのっとり、千葉県が地形や土地利用状況などの基礎調査を実施しており、その調査結果に基づき、それぞれの急傾斜地の状況に応じて土砂災害特別警戒区域及び警戒区域として示されたものでございます。

警戒区域等が示された市内各地区では、順次地元説明会が行われ、上本郷第二小学校の学校用地内の急傾斜地は、平成24年12月21日に土砂災害特別警戒区域及び警戒区域に指定され、屋内体育館は特別警戒区域にも警戒区域にも属することとなりました。

土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合は、宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は許可制となるとほか、建築物の構造規制等の措置を講じなければならないとしております。また、警戒区域の指定を受けた場合は、不動産取引の際の重要事項説明の対象となります。

以上のことにより、屋内体育館の建てかえ範囲を特別警戒区域から外し、警戒区域内におさまるよう計画したものでございます。

なお、既存の屋内体育館は、平成29年6月2日から平成30年3月16日までの工期をもって解体工事が完了する予定となっております。

次に、9ページでございます。

議案第42号、参考資料1、1、入札方式、総合評価方式、地域密着型。2、予定価格、2億5,750万円。3、調査基準価格、2億3,175万円。4、失格基準価格 1億5,450万円。入札結果は、表に記載されたとおりでございます。

株式会社湯浅建設、株式会社ラクシー、三良建設株式会社の3業者による入札が行われ、

入札書記載金額、技術評価点から求めました評価値が最も高かった株式会社湯浅建設が落札されたものでございます。

次に、6、契約金額につきましては、2億7,378万円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、2,028万円でございます。

次に10ページ、議案第42号、参考資料2、松戸市上本郷第二小学校屋内体育館新築工事、1、工事場所、松戸市上本郷2677番地。2、敷地面積、1万6,348平方メートル。3、工事概要、(1)使用用途、小学校体育館、(2)構造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、(3)階数、地上2階、(4)建築面積、665平方メートル、(5)延床面積682.75平方メートル、(6)附帯工事、渡り廊下、屋外スロープ、外階段、アスファルト舗装。4、工期につきましては、市議会の議決を得た日の翌日から平成31年3月8日までとしております。なお、この工期をもって平成31年3月中旬に行われる予定となります、平成30年度の卒業式は、この新たな屋内体育館で行われることとなります。

次に、11ページから13ページにかけまして、参考図となります。11ページには、上本郷第二小学校の案内図、12ページには、屋内体育館の工事範囲を示した配置図、13ページには、屋内体育館の1階、2階の平面図をそれぞれ図示したものでございます。

補足ではございますが、この13ページの平面図の1階、2階の右側、ステージ側の屋外は、土砂災害特別警戒区域と警戒区域との境界となります。また、器具庫、ステージ、控室の壁の構造は、土砂災害時の急傾斜地の崩壊に耐え得る強度となるよう設計されており、これにより、児童、教職員はもちろんのこと、開放利用団体の方々などへの安全・安心が確保されることとなります。

議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第42号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 幾つか質問させていただきます。

契約方法のところに、総合評価一般競争入札とありますけれども、その総合評価というのは、この評価値というのを出す方法という理解かなと思いましたが、多分それはそうかどうかということと、あと、この技術評価点というのが各会社によって書かれていますけれども、これは、よくわかりませんが、各会社がその技術的な評価をどこから受けて、こういう点

数を、持ち点というのかな、何かそういった持っているという理解でいいのかどうかということと、あと、配置図のところ、今体育館と書かれているのは、これ、新しくここに体育館ができますよという意味なんだと思いますけれども、今の体育館の場所とは違うという理解でいいのかどうかを、ちょっと教えてください。

教育長職務代理人 施設課長。

教育施設課長 まず1点目、総合評価入札方式の関係でございます。

総合評価方式に係る事務手続というマニュアルに沿って、今回の一般入札方式が行われております。

この中で、評価方式の形式で地域密着型と標準型がございまして、それぞれに評価項目と配点というのが振られております。評価項目の中には、施工計画、企業の技術力、それから配置予定技術者の技術力、自由設定項目、主にこの4つの項目にそれぞれの割り振りされた点数、これが最大合計40点振られてございまして、この中で積み上げられた点数が、それぞれの入札業者から出された内容を審査し、評価されたものということの結果が、先ほどの表になってございます。

教育長職務代理人 その点だけ、最初 (00 : 31 : 13) 。

市場委員 今の話だと、この湯浅建設が114点というのは、今回その114点という点数が決められたという話ですか。

教育長職務代理人 何か先ほど持ち点として、もともと持っているのか……

市場委員 例えば、病院評価機構って今いますけれども、病院評価機構は、何年かに1回申請すると、その病院として何点というのが決まる、その時点の点数が決まるわけだけれども、それが何年間か有効なわけだけれども、そういうものじゃなくて、今回、市の仕事をするに当たって、市役所がこの湯浅建設を114点だと評価したという意味ですか。

教育長職務代理人 教育施設課長。

教育施設課長 先ほども申し上げましたとおり、今回の総合評価の主たるところは、地域密着型という形にさせていただいております。この地域密着型は、企業及び配置予定技術者の施工能力を評価する基準となるわけですが、松戸市がこれまで発注した当該業種の工事成績及び本市への貢献度を評価の対象にしております。ですので、その分の審査の点数が、そのあたりで加算されております。これまでの持分ということではなく、実績に対しての評価を、こちらのほうで審査しております。

以上でございます。

市場委員 今回工事するに当たって、114点という点数が決まったという話ですよ、今の話だと。

教育施設課長 はい。

教育長職務代理者 じゃ、2点目お願いします。

教育施設課長 続きまして、屋内体育館の位置的なところなんですけど、既存の体育館は、先ほども申しあげましたとおり、特別警戒区域にかかっております。この特別警戒区域を外すような形で、建物としては約2メートル、その警戒区域の境界線から逃げた形で建て直しております。

市場委員 少しずらしたか、小さくしたという意味ですか。

教育施設課長 ですので、現在の既存の建物とほぼ同じ位置に建てかえるというようなイメージでございます。

以上でございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 もう一つ何か、いいですか。

市場委員 総合一般競争入札というのは、この評価値を出す、そういうやり方だという理解でよろしいですか。

教育長職務代理者 金額だけじゃなくてということでもいいですかという質問でした。それはよろしいですか。

教育施設課長 はい。

教育長職務代理者 よいというご返答がありました。

ほかに。

よろしいですか。

ちょっと私から質問。その間の授業って、これ、実際体育の授業というのは、体育館使えないという期間がこれだけの期間あるということは、いかんともしがたいわけですね。

教育施設課長。

教育施設課長 先ほども申しあげましたとおり、昨年の6月から解体工事に取りかかりまして、屋内体育館が今ない状況でございますので、小学校の校舎の中の空き教室をご利用された形で、屋内の運動をされているということになっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 学校教育部長。

学務教育部長 補足で、学校教育部長です。

基本的に、小学校の体育の授業は、外でやらなければならないとか、体育館でやらなければならないというものはありません。例えば、水泳の授業は当然プールでやるべきですけども。なので、例えば器械運動であっても外でできますし、陸上運動であっても体育館の中でもできますので、そこは、いたし方がない期間については、学校のほうで工夫をして、それぞれ滞りなく体育の授業については実施しております。

それから、体育館で、例えばやらなければならないような各行事などもあります。卒業式、入学式等、その辺についても、この工事期間には当然できませんので、近隣の中学校の体育館をお借りするとか、学校の中の別の施設を使って実施するということですので、学校の中で工夫して教育活動は展開しております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

はい、質問。

じゃ、伊藤委員。

伊藤委員 すみません。

今、がけから約2メートルぐらい離れるようにというふうなお話があったかと思うんですけども、そうすると、かなり、ここからいうと南のほうに、校庭サイドのほうに少しずれるというか、そういう形になるのかなと思うんですが、他方、校舎があるので、そうずれるわけにはいかないで、基本的には、やっぱり敷地面積が少し小さくなったというふうに理解してよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 教育施設課長。

教育施設課長 特別警戒区域との境界線から外れるような形になりまして、現在、延べ床面積が724平方メートルあるところを、新たな体育館は683平方メートルと、40平方メートルほど小さくなります。そういった形の建てかえの内容となります。

以上でございます。

伊藤委員 ちょっと、もう一点だけ。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 今回の工事では、土砂災害特別警戒区域という、その土砂災害を警戒しなければならないがけそのものに対する手当というのは、何かあわせて行われるのか、あるいは、これは全く別なのか、近く行われる、県がやるのかどうか分かりませんが、どこか予定さ

れているのか、あるいはもう、そういうふうには放置されることになるのか、その辺のところはどうなのでしょう。

教育長職務代理者 教育施設課長。

教育施設課長 ご質問の現状の急傾斜地の斜面につきましてという、そちらの対策でございますが、今回の屋内体育館は、その急傾斜地が崩壊したときの耐え得る構造を、先ほど申し上げましたとおり、壁側に設けております。法面自体の防護柵というのは、当然土地所有者あるいは管理者が行うべき対応というようなことになっております。当然、行政側としての対応の方策もございますが、それには地権者あるいは管理者の方の同意、あるいは総意をもって行われることとなりまして、現在そのような対策は、こちらの計画にはなってございません。

以上でございます。

教育長職務代理者 法面は、結局上の、高いほうが大體持っているわけですね。境界は法面の下のほうにあるわけですね。ですから、その傾斜部分というのは、その法面を持っている、これは住宅ですか。

施設課長。

教育施設課長 斜面の上段の部分は、一般の家屋の住宅となっております。

ただ、必ずしも斜面をお持ちの方がその上のお住いの方ということに限りませんので、所有者の方はまた別のところにいらっしゃるケースもございますので、一概には、地元の方の意見だけということにはならないかと思えます。

以上でございます。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございました。

ほかに。

市場委員。

市場委員 今回、体育館を建て直すということですがけれども、ほかの建物については、そこに当たっていないという、特別警戒区域に当たっていないという理解でいいのかということと、あと、これ、今回2億5,350万で落札ということですがけれども、落札率98.4%で、落札率、これが高いのか低いのかもちょっとよくわかりませんが、値段、価格としては、予定価格が2億5,750万だけれども、妥当だと考えていいとしか言いようがないんだろうけれども、例えば、最近、東松戸小学校で同じように多分、規模は違うかもしれないけれども、体育館ってできているんだと思いますけれども、そういうのを比較することかどうかわかりませんけ

れども、適当だと考えているということでもいいんですよという確認ですが。

教育長職務代理者 ちょっと確認です。

位置関係ですけれども、最初のご質問のところの、器具庫とステージの後ろの壁を強化したと、先ほどご説明の中にあっただのかと思います。特別警戒区域に該当する急斜面というのは、東側と考えていいんですか。北東側。その位置で、先ほど校舎、ほかに関係あるのかどうかというご質問とあわせて、あと、そのお金の問題と。お願いします。

教育施設課長。

教育施設課長 まず、ご質問の、学校用地の中の建物、ほかの施設はそこにかかわっているのかというところですが、建物自体は、この体育館のみとなっております。ただし、プールの一部が特別警戒区域あるいは警戒区域に含まれております。

それから、体育館の今回の工事の価格につきましてなんですが、先ほどもお話に出ました東松戸小学校、平成28年4月に開校したところでございますけれども、東松戸小学校の体育館あるいは学校全体の工事費はつかんでいるところなんですけれども、分割発注は行っておりませんので、体育館単体の工事価格というのは、ちょっと把握してございません。

それから、最後に、13ページの平面図の、こちらの体育館の1階、2階の平面図なんですが、こちらの北を上としまして東側、右側となります。右側に器具庫、ステージ、控室がございます。こちらのちょうど壁側になりますが、この壁側が、いわゆる特別警戒区域との境界のラインとほぼ近いところになりますので、この壁の強度を持たせる設計となっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 結局、この東側のずっと法面でプールに行くところまで、ここが特別警戒区域の対象となっている急斜面ということなんですね。その下のあたりが、ちょっとかかっているということです。

ほか、いかがでしょうか。

いいですか、金額の問題。

市場委員 金額は、最近それこそ市立病院の設備費も非常に落札率が高かったというのが話題になったので、ちょっと聞いてみたというところです。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 今のご説明だと、この倉庫は、平面図の学校の配置図の中に、倉庫も恐らく引っかかっているんだと思うんですけれども、ここはどういうふうに対処されているのか。

教育長職務代理者 倉庫は大丈夫なのかというご質問です。

教育施設課長。

教育施設課長 今回の特別警戒区域から外れる対策は、あくまでも児童・生徒が利用される施設ということが主たるところでございます。当然倉庫の出入りもあるところですが、こちらの建物の構造強化につきましては計画しておりません。

以上でございます。

教育長職務代理者 そこで授業をしたり、そこで滞在をしたりということが倉庫は考えられないので、物を置いてある場所ということで、特に予定はしていないということですね。

よろしいですか、武田委員。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

ちょっと私から、今回、特別警戒区域、ここで上二が出ていますけれども、何か市内の小学校でほかにこういうことを検討されていることがあるのかどうか、あるいはそういった、ほかの種類、この特別警戒区域がという言い方でないにしても、そういった安全面での対応をしているところあるのか、耐震化が終わった後、いろんなことを順番にやっていかれるんだと思うので、その辺の予定があれば、お聞かせいただければと思うんですが。

施設課長、お願いします。

教育施設課長 今ご質問いただきました、上本郷第二小学校以外の学校施設につきましてというところですが、土砂災害の特別警戒区域あるいは警戒区域には、ほかの学校は該当しておりません。

以上でございます。

教育長職務代理者 この件は上二だけということですか。

よろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第42号を裁決いたします。

議案第42号につきましては、原案とおりの決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案どりの決定いたしました。

◎議案第43号

教育長職務代理者 次に、議案第43号「松戸市戸定歴史館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 議案第43号「松戸市戸定歴史館条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明させていただきます。

松戸市戸定歴史館条例の一部を改正する条例について、平成30年3月、定例市議会に別紙のとおり提出するよう、市長に申し出るものとする。

提出日は本日。

提案理由でございます。提案理由は、戸定邸が国の名勝指定を受け、同邸の復元工事を実施したことに伴い、入館料の見直しを図ることにより、貴重な文化財を将来にわたり安定的に維持管理するためというふうになってございます。

14ページの次、15ページをご覧くださいと思います。

15ページ、松戸市戸定歴史館条例の一部を改正する条例となつてございまして、これからご説明させていただきますように、2つのポイントがございます。まず最初に、松戸市戸定歴史館条例、これは平成3年、松戸市条例第22号の一部を次のように改正するとしてありまして、1つ目のポイントは、第6条第2項中の「入館料を」の次に「減額し、又は」を加えると。これまで、免除の規定はございましたが、減額の規定はございませんでした。条例の中に、この減額の規定を盛り込むというのが、1つ目のポイントということになります。

もう一つ、次は、別表を次のように改める。第6条についております料金表でございますが、これを、その下にございます別表（第6条関係）と書いてあります、この表に変えるということになります。

この表を、まず最初に上から下へ、まず区分というところで、一番左端の欄が、一般、高校生・大学生、中学生以下、これが入館者の区分でございます。横軸のほうですね、これは入館料に対する規定でございまして、ここで大きく3区分ございます。歴史館入館料、それから戸定邸入館料、それから共通入館料、これの3区分がございます。この入館料の一番左側、歴史館入館料につきましては、これまでとの変更点はございません。個人の方が150円、高校・大学生100円、中学生以下無料、団体に関しましても現行と同じということになります。

次で、変更がございますのは、この次の戸定邸入館料と共通入館料、この2点ということになります。まず、この戸定邸入館料でございますが、これ、個人に関して、一般が250円、高校・大学生は変更ございませんで100円、中学生以下は無料、これも変更はございません。つまり、個人の一般の方を、それまでの150円から250円へ値上げをさせていただきたいということでございます。団体料金20名以上につきましては、一般の方が200円、そして高校・大学生は、これもこれまでと変更ございません、80円です。中学生以下は無料となります。

次の共通入館料のところでございますが、これは、個人の方が戸定邸を歴史館両方見ていただいて、戸定邸の入館料が上がってございますので320円、高校・大学生はその半額の160円、中学生以下は無料でございます。団体に関しましては、一般の方が250円、高校・大学生が120円、中学生以下無料というふうになってございます。

そして、この下のところに備考欄がございます。共通入館料とはという、最初の1つ目は、この定義を書いてございます。この2番目のところがまた数字が少し変わってございます。

「この表の規定にかかわらず、歴史館における特別展示（通常の展示品以外を展示する場合をいう。）を行う場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲において、その都度展示内容に応じ教育委員会が定める。」と。「ただし、中学生以下の者に係る入館料にあつては、無料とする。」というふうにございまして、この一番が、これ、歴史館の展示でございますが、1,200円、これ、特別展のとき、上限金額として1,200円という数字を条例に規定してございます。これに関しましては、変更はございません。ただし、共通入館料の場合には、この金額に、一般の場合で申し上げますと、一般の団体料金、団体割引料金を加えた金額ということになりますので、1,200円プラス200円で1,400円という記載になってございます。高校生・大学生につきましても、最大の設定金額が600円、これに戸定邸の団体入館料80円を加えて680円というふうになってございます。

附則といたしましては、この条例は平成30年6月1日から施行するという案でございます。

次のページは、16ページに関しましては、これは、先ほど変更した内容を表にまとめたものでございまして、内容は説明させていただいたとおりということになります。

ご説明は以上でございます。

教育長職務代理者 議案第43号のご説明は以上のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

入館料、戸定邸のほうを上げることによって、大体でいいんですが、どのぐらい黒字というか、少し収益が増えると思うので、試算して、多分この金額を出したりとかしたと思うので、その辺をお話し聞きたいです。

教育長職務代理者 そうですね。あわせて、今回の背景、今工事やって、いろいろと来館者の数等の変化もあるかもしれません。ちょっとその辺の背景、もう少し、この計算に至った背景を含めて、ご説明をお願いします。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 背景といいますと、この料金金額。

教育長職務代理者 料金を今回変更するに至った背景をお願いします。

戸定歴史館長 まず、今回の案では、歴史館に関しましては特に変更点はございませんで、これは料金変更いたしませんけれども、全体として、文化財としての本質的な価値が、復元工事によって更に高まっていると。

一方で、今度名勝に指定された区域、これの面積は増えてございます。具体的には、旧福島県学生寮跡地がかつて存在をしていた東屋庭園、こういったものを復元することによって、名勝としてしっかりと管理していかなければならない、そういった面積も増えてございます。

いずれにしろ、今後安定的に維持管理、文化財を良好な状態で維持管理をしていくというためには、やはりその負担の可能な範囲で財政的な安定化をお願いしたいというふうに考えております。

試算の段階では、これ当然、全額入館料で賄えるわけではございませんで、公金が当然入ってございます。これで、その計算根拠について試算をいたしますと、やはり850円以上はかかっていると。一方で、今度入館料を値上げする場合に、ほかの自治体の例なども参考にさせていただきましたが、この負担率をまず5割とするということと、あと値上げをするときに、2倍以上に上げるということはちょっと困難であるといったところ、それから、じゃ、ほかの同様の国指定の名勝以上のこういう庭園の管理をしているところ、こういったところのデータ、こういったものも収集をいたしました。そういったことから、今回100円を値上げさせていただいて、この金額にさせていただけないだろうか、こういう案を作成いたしました。

一方で、これが、この料金改定による効果はどれほどあるものかと。これは、どのような想定をするかによって非常に数字は大きく変わりますが、一番辛く見た場合は、今回、実は免除の中で、これまで市内一般の70歳以上の方にもご負担をいただくと。ただし、これは、

来月提出させていただく予定の規則の中で、減額という措置は設けたいとは思っておりますけれども、そういった中で、市内在住の方が、これまで全額免除だったものを、ご負担をいただくということで5割減った場合、それから、全体の入館者が2割減った場合、これ、かなり辛く見た場合が、約93万3,000円の増額と。一方で、市内在住70歳以上の方が4割減って、全体として1割減だった場合、この場合には約160万円ほどの増額というふうに考えてございます。

料金改定の時期は、やはり多少その変化の時期で減少するということはあるかと思いますが、過去二度ほど料金改定したことがございます。いずれも、想定していたほど影響は大きくなく、むしろ増加に転じているというのがこれまでのケースでございますので、これが、今辛く見た数字、これが通常どおり、現行どおり維持できるということになると、更に大きな増収効果も狙えるというふうに考えてございます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員、よろしいですか。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 一旦あれします。もし何かあれば。

どうでしょうか。

市場委員。

市場委員 ごめんなさい、今の質問の続きになっちゃいますけれども、当然増収を狙って料金を上げるんですよ。

教育施設課長 そうです。

市場委員 当然そうですよね。

教育施設課長 はい。

市場委員 その辺の、だから、見込みをちょっと教えてほしいなというのが、むしろ山形さんの質問じゃないかと思うんですけども。

教育長職務代理者 今、そうですというお答えが自席でありました。

戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 私、申し上げたつもりだったんですが、先ほど、人数は多少減るとしても、先ほど申し上げました、全体として20%減、そして市内70歳以上の方が50%減という場合におきましては、増収額が93万3,000円。それから、市内70歳以上の方の減が40%で、全体の一

般の方の入館者減が1割という想定の場合は159万9,000円という想定で、いずれにしろ、入館者は影響あったとしても増収効果はあるという、そういう試算でございます。

教育長職務代理者 山形委員、ありますか。

山形委員 減もあれなんですけれども、例えば、もう少しポジティブな感じで、通常どおりに入館した場合にどの程度かというの、リスクを考えるのがやっぱり大事なことではあるんですけども、通常どおりに来てくれた場合だとか、それこそ復元が終わってたくさんの方が来てくださったり、外国人の観光客もすごく増えているので、たくさん来たときという基本的なところを……

教育長職務代理者 何か中位推計とか、高位推計とかあれば、それも。

戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 ちょっと今、減員がゼロという想定はちょっとしていないもんですけれども、ざくっと言いますと、あと100万円以上は増収するのではないかと。これ、おおよその、ちょっと頭の中の暗算でございますので、正確な数字の場合には、また改めて正確な資料を出させていただきます。そういったことは、数年来のうちに、うまくいけば庭園の復元関係ということで広く皆様にお知らせして、また参加をしていただけるような、そういう個性ある行事をやるということによって、目指しておりますのは減なしでございますけれども、一応そういった厳しい状況も想定した際に、それでも増収になるのかどうかと。ちょっと目論見が外れたので、結果として増収効果が達成できないということではいけませんので、ちょっと辛めの試算をさせていただきました。目指すのはもちろん、更なる増額でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

庭園の復元をして、付加価値というと非常に言葉がよくないですけども、歴史的な価値が増すという状況を見ると、そんな控え目な数字をどうして想定されるんですかというようなふうに見えるんだと思うんです。ただ、ちょっと私もよくわからなかったんですが、市内在住70歳以上の方が今は無料であったことが、変更してどれぐらいの影響が出るかと。今多く来られている方が、かなりそういう方もいらっしゃるということですね。

ですが、無料だったわけですね、今までね。ですから、そうですね、減収になるかどうかはちょっと何ともわからないところですね。来園者への影響、数の影響があるかもしれないと。

ほか。

伊藤委員、ありますか。

伊藤委員 すみません。じゃ、ちょっとこの機会なので、6月1日から値上げをされるわけですが、庭園、見どころの1つとして復元された庭園を見たいということがあると思うんですけども、そうすると、入場者は、今までどおり一旦靴を脱いで上がって、庭へおりるときにまた靴を履いておりるといったことなのか、それとも、何か別の入口から庭に入れるのか、あるいは庭に出られるのは、今はたしか月に1回か2回しかないはずなんですけれども、その辺はというふうにするのか、その辺はいかがでしょうか。

教育長職務代理者 戸定歴史館長、お願いします。

戸定歴史館長 戸定邸の庭園は、大きく2つの部分に分けることができます。

現況、建物から中に入っていただいて見ていただいている、これは書院造庭園と呼んでございます。その更に南側ですね、千葉大側のところ、旧福島県学生寮があったところは、東屋庭園というふうになんて呼んでございます。

まず、この東屋庭園のほうからご説明させていただきますと、東屋庭園の場合には、一般の来園したお客様が、そのまま入っていける、常時一般公開をされている、こういったお庭になります。同時に、この東屋庭園のほうからは、戸定邸の建物を南から北の方向に向かって、よくパンフレットとか、そういうものに撮影をしている芝生の庭越しの建物、こういった景観が常時楽しんでいただけるようになります。もちろん、東屋庭園でございまして、大変立派な、今、東屋を建設してございます。場合によっちゃ、これ、徳川家が建てたより立派じゃないのかなというぐらい立派なものがございますけれども、そこからの眺望、こういったものは常時楽しんでいただけるというふうになります。

一方で、書院造庭園でございまして、これは、通常現行の管理と同じ形になります。つまり、入館料を払っていただいて建物の中に入っていただく、そこから見ていただくと。それまで、庭におりていただく機会、これは、芝生を傷めない範囲で徐々に、じわりじわり、二十数年かけて増やしてまいりましたが、公開停止前直前までは、5のつく日、それからゼロのつく日、こういった日を庭園公開をしております。芝生の状態が、庭園の復元工事によって芝生を全部張りかえました。この状態が安定したのを見計らって、これまでと同等の公開、つまり、月に、ゼロのつく日、5のつく日は入っていただけると。芝生の状態に問題がないようであれば、もう少し親しんでいただける機会を増やしていきたいというふうにご覧いただけます。

教育長職務代理者 伊藤委員、よろしいでしょうか。

伊藤委員 すみません。ちょっと今の、私の理解が間違っていればあれですけども、そうすると、今回つくられた東屋とかそちらの庭園のほうは、建物に入らないで、そのままそこへ行くことができると。その場合は、お金は別途どこかで払うんですか。

戸定歴史館長 無料です。

伊藤委員 無料ですか。

教育長職務代理者 今、無料ですと、自席でお答えがありましたので、議事録上、ちょっと補足しておきます。

向こう側から入って、一般公開されているところから芝生越しに見ることはできるところは、もう公開されているということで、こちら側の書院造庭園のほうは、有料のは今までどおりのところというところですかね。

伊藤委員 そうすると、そちらのほうからは、今の庭園のほうには入れないような、何か柵か何かがあるわけですか。

教育長職務代理者 戸定歴史館長。

戸定歴史館長 この書院造庭園と東屋庭園の境目は、明治時代の四つ目垣が設置されてございました。この四つ目垣も同時に設置をいたしまして、ここで、その書院造庭園と東屋庭園の区分を行うということになります。

イベント等の機会を設けて、この書院造庭園から東屋庭園へ抜けていくというのは、かつての徳川家の方々の庭の鑑賞のスタイルの1つでもありましたので、そういう特別なイベントのときには、皆さんに追体験をしていただくということではありますが、通常は四つ目垣によって、東屋庭園と書院造庭園は区切られているということになります。

教育長職務代理者 具体的に頭の中で何となくイメージができてきたかなという。

ほかに。

よろしいでしょうか。

1つだけ、減額を今回入れました。減額は、どのような場合にどのように運用されるかというのは、ここからだけだとちょっと見えないんですけども、その減額について、ちょっと補足説明いただけますでしょうか。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 この減額に関しましては、この運用につきましては、来月規則改正のほうで詳しくご説明させていただこうと思っておりますが、まず第1点は、市内在住70歳以上の高齢者の方に対して減額規定を設けたいと思っております。具体的には、入館料に関しましては、

一般の団体料金とするという規定を設けたいと思っております。

それから、これまで、いろいろ民間の雑誌ですとか、そういったところがキャンペーンを張るといふときに、何か特典を設けてもらうことできませんか、具体的には、減額してもらえませんかという要請はしばしばあるんですが、これ、条例上に免除の規定はございますけれども、減額の規定がないものですので、それが対応できないと。一方で、今後どうやって新規の来館者、これを増やすかといふときには、やはりそういう強力なメディアとのタイアップというものも必要となつてまいりますので、将来的には、この減額の規定というものを有効に活用できるように、そのように検討を重ねていきたいというふうに思っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。先ほど次回とおっしゃっていたことが、ようやくつながりました。

ほか、よろしいでしょうか。いいですか。

それでは、ほかはないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第43号を裁決いたします。

議案第43号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 次に、報告等でございます。

初めに、平成30年七草マラソンの報告についてということでございますが、スポーツ課長補佐、お願いいたします。

スポーツ課長補佐 スポーツ課でございます。

スポーツ課長が、すみません、ちょっと所用で来られませんので、代理で私、課長補佐のほうでご報告させていただきます。

資料1ページになります。

開催日につきましては、先日の1月7日日曜日に、松戸運動公園陸上競技場ほか周辺コースを使いまして実施いたしました。当日は、風が若干強かったんですが、晴天に恵まれて多くの方で会場がにぎわってございました。

開会式につきましては、8時40分から行いまして、主催者、共催者、ご来賓のご挨拶の後に、昨年に引き続きまして2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、松戸市がホストタウンとなっておりますルーマニアからタティアナ・ヨシペル駐日ルーマニア大使ほか2名の方のご紹介をいたしました。

招待選手としましては、こちらも昨年に引き続きまして、松戸市常盤平中学校出身で早稲田大学競争部の安井雄一さんとルーマニアからアレクサンドル・ソワレさんとアレクサンドル・コルネスキさんにご参加をいただき、それぞれ小学生2キロと一般10キロの部にご参加いただきました。

競技につきましては、9時25分に小学生高学年2キロの部のスタートを初めとしまして、全部で15種目の競技が行われました。10時15分に10キロの部がスタートし、それが最後で、最終的に11時35分に最終ランナーがゴールをいたしました。

参加人数につきましては、申込者数6,200名で、ハーフマラソンを除きますと、過去最多の申し込みとなっております。完走者数は5,550名で、申込者数に対する完走率として、89.5%となっております。

出店につきましては、松戸青年会議所のみそ汁の振る舞いや、松戸市商店会連合会の甘酒、そのほか七草がゆ等の出店がございまして、全部で13店舗が出店いたしました。

当日の大会運営従事者につきましては625名で、内訳としましては、資料2ページのとおりとなっております。

事故につきましては、大きな事故等はございませんでしたが、6名の方が捻挫や擦過傷などで赤十字特殊救護奉仕団、柔道整復師会、看護師による処置を行いました。

トラブルにつきましても、特に大きなトラブルはございませんでした。

その他としまして、ルーマニアの大使、あとルーマニアの陸上競技協会事務総長、あと本郷谷市長がファミリー2キロの部に、それとルーマニアの大使館の領事部の方が5キロの部にそれぞれ参加をされました。

資料3ページにつきましては、来賓、主催者等の出席一覧になります。

資料4ページにつきましては、種目別の完走者内訳になります。

資料5ページにつきましては、種目別の上位入賞者一覧になります。

資料6、7ページにつきましては、共催者であります毎日新聞の大会当日と翌日の新聞記事になります。

資料8ページから10ページにつきましては、大会当日の写真となっております。

以上、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご報告でしたが、何か確認されたいこと等ありますでしょうか。

何かスタートで転ぶ子が今年は少なかったな。ちょっと何人かいましたけれども、どうしても密集なので、焦って。ローリングスタートというんですか、歩きながらスタートを、ピストルを鳴らすというのが割とうまくいったのかなというふうに思いましたけれども。

関係諸団体の方も、やっぱりあれだけの数、毎年、歴史があるからご協力いただけるというところで、これだけの規模やるには、大変だなど思いながら、私は拝見をいたしました。

ほかなければ、以上でご報告を、この点は終わらしましょう。

続きまして、平成30年松戸市成人式の報告をお願いいたします。

社会教育課。

社会教育課長 社会教育課でございます。

1月8日の成人式に際しましては、お忙しい中、皆様にご列席いただきまして、まことにありがとうございました。

当日の実施結果について報告させていただきます。

配付させていただきましたお手元の資料、平成30年松戸市成人式結果報告をご覧ください。

成人式の式典につきましては、予定どおり午前10時30分に開始いたしまして、スピーディーに進行したこともあり、少し早目の11時35分ごろに終了いたしました。

対象者につきましては、記載のとおり平成29年11月1日現在で4,913人となっております。当日の出席者数、これは受付者数でございますけれども、2,873人でございます。率でいいますと、58.5%となっております。なお、出席者の推移は、お手元の資料のとおりでございます。昨年より1.1%減となっておりますが、ほぼ平均的な出席率であったかと考えております。また、ご来賓につきましては、28名の方にご出席していただきました。

成人式の業務につきましては、記載のとおり教育委員会から32名の職員が従事いたしました。更に、成人式の協力者といたしまして、新成人スタッフが18名、この方たちが式典の運営を行いました。それから、昨年までの成人式スタッフ15名が、受付業務やレセプションホールの案内などご協力をいただきました。

当日は心配された雨も降らず、救護の緊急連絡やトラブルなどもなく、無事に終えることができました。また、式典では、新成人キャストがこれまで半年間かけて運営の準備をしましたが、その成果をいかんなく発揮し、最後に全員で「花は咲く」を歌い上げるなど、

会場との一体感を持って終了することができたのではないかと考えております。

以上、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

これ、皆さんご出席をされていた。何かご感想。

この件は、特に議案として上がってくることはないので、報告で事前に1回と、それと今回ということだと思います。何か来年以降に向けてご提言等あれば、この場でいただいていたほうが、社会教育課とするとお持ち帰りいただけるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 1点だけ。毎年非常に整然と行われていて、非常にいい感じなんですけれども、帰りに、どうしてもやっぱり、入るときは、たしか皆さんばらばらなので、そんなに気にならないと思うんですけれども、帰るとき一斉にやっぱり帰ろうとするので。あと、一部あそこに、ロビーとかホールに立ち止まって、ずっとあそこでとどまっている人たちもいるので、大混雑になっているんですよね。入り口が真ん中の扉、細い扉しか開いていなくて、そのほかの横というか、正面のほかにもある扉が一切開けられていないので、もしあれを開けてただけのような、帰るときだけ開けていただけるようにすると、もう少しあそこがスムーズになって、早く外に出たい人も出られるのではないかなと思うんですけれども、何かあれをそういうふうにはできない事情が何かあるのか、ちょっとわからないんですけれども、もし検討していただけると、非常にありがたいんですけれども。

教育長職務代理者 それは、例年そうなのかもしれませんが、特にコメントありますか。なければ、ちょっとご検討いただいて、流れ、あるいは安全管理上問題がなければ、そういうことをやるとスムーズではないかということで。結構、かき分け、かき分け出てきたというところで。あそこで長く友だちとお話するのも目的の1つなんだろうと思う方と帰りたいた方が、互いに交錯しているという状態だったのでのご提言です。

ほか、よろしいですか。

ちょっと私のほうから、隣の席、社会教育委員の方と一列に並んでおりましたので、お話をしながら参加をさせていただきました。この件については、ぜひ社会教育委員と教育委員でお話したいですねというお話がありましたので、一応ご報告をしておきます。

それから、成人年齢が今後変わってくる、あるいは時期的なものがどうなるか、いろんなことが、要素が絡んではおりますので、そういう外的なといいますか、変化するタイミング

というのは、また近いうちにあるんだろうということを考えると、やはり成人式で何をやるのか、成人の方々が何をやるのか、それから、しつらえる市とすると、何を伝えるのかという言い方がちょっと正しいかどうかわかりませんが、どういう機会としてこの社会教育の、学校教育と社会教育の本当境目といいますか、重要な機会、意識を高めるためにどうすればいいのかという点については、これはかなり、やはり議論をした上でやらないと、ここから各市町村というか自治体ごとに変化が出てくるのではないかと思います。そういった意味で、いろんな議論をしながら準備をしていくという必要があるのではないかなということ、立ち話でしておりましたので、ぜひ、担当課だけでやるのではなくて、いろんな若い人の意見も含めて、議論を深めていきたいなど。決して自分たちも含めてやっていかなければならないなどということを感じましたので、ご意見として申し上げます。

ほか、いいですか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今、山田委員のお話を聞きながら、私、帰りにレセプションホールの啓発コーナーも見せていただいたんですね。そこで食に関する啓発のアンケートを市内3,000人の方にとった、4つの大学のアンケート、ポスターを見て、18歳以上の方の朝食の摂取率が急激に落ちるというデータを見たんですね。確かに自分自身が18歳になって自立、自立というか学生で家を出たときに、食事をとらなくなると、成人を迎えて、まだ学生の方もいれば、働いている方もいる、そういうような現状を知ることが、私、まじまじとじっくり見て、写メも撮って、勉強にもなるからと思ったんですけども、なかなかそういうところに足はとまらなかったりするなと思ったのが1点と、あと、啓発のコーナーで、サポートステーションの就労に関するリーフレットを配られていても、やはり手がとまらないし、選挙の活動についてのテッシュを配られたり、インスタグラムの枠をつくられていて撮られて、動線に来ていただきたいと思っても、なかなかとまらなかった部分があったなど、私は思ったんですね。

あと、私自身も助産師なので、子宮頸がんの検診ですね、20代って本当に少ないんです。そのパンフレットが置いてありました。市内のどこの病院に行ったらいいかというのまで書いていただいていたので、もしよければ、そういうのを受付の時点で配ってしまうというのも、啓発コーナーもあるんですけども、もうリーフレット、興味があって、そこで手を伸ばすよりも、友だちと写真を撮ったり話をするのが優先になってしまうので、逆に書類も入れるし、上でも啓発するしというような形をとってもいいのかなと思いました。上に上から

れる成人の方のほうが少ないと思ったんですね。なので、その辺なんかも、意見としてお伝えしたいと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、以上、ご報告、成人式でございました。

◎その他

教育長職務代理者 予定していた議題は以上でございます。

その他に移ります。

事務局より何かご報告がありますでしょうか。

指導課長、お願いします。

指導課長 指導課長でございます。

地方自治法第242条第1項の規定に基づいて、松戸市職員措置請求書、住民監査請求、措置請求及び松戸市職員措置請求書に係る補正書が松戸市監査委員に提出され、結果の写しが教育長に送付されましたので、内容含めてご報告をさせていただきます。

平成29年10月12日付で、松戸市監査委員宛に松戸市職員措置請求書、住民監査請求書及び平成29年10月18日付で、平成29年10月12日付松戸市職員措置請求書、住民監査請求書に係る補正書が提出されました。以下、住民監査請求と申し上げます。

まず、請求人が住民監査請求に至る内容の背景について、関連性がありますことから、以下の内容をご説明いたします。

本請求は、平成29年1月に、市内中学校女子生徒が生命を失った件についてのことでございます。この件につきましては、警察が主体となり調査を行ったところですが、別途学校と教育委員会も本件の調査を実施し、一定の結論が導き出されました。

しかし、本件は社会的関心が非常に高まったことから、より慎重で公平な手続を踏む必要があると考え、平成29年1月31日付で教育長より松戸市いじめ防止対策委員会委員長に対し、松戸市いじめ防止対策委員会条例第2条第3号の教育委員会が必要と認める事項の規定により諮問をいたしました。

条例につきましては、資料の一番最後のページをご覧ください。

本件に係る教育委員会からの諮問に応じて、松戸市いじめ防止対策委員会は臨時会を平成

29年1月31日と2月6日及び2月20日と、3回開催し、調査、審議の上、2月20日にいじめ防止対策委員会委員長から、調査は迅速、適正に行われ、判断は適切であった。市内小・中学校でいじめ防止に向けた取り組みを意図的、計画的に推進することが求められる旨の答申をいただきました。

以上が、諮問及び答申についての内容です。

続きまして、本件住民監査請求についてです。

請求人は、以下のとおり主張をしております。

教育長が本件をいじめ防止対策委員会に諮問した理由について、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態としてではなく、松戸市いじめ防止対策委員会条例第2条第3号の教育委員会が必要と認める事項としたことが違法に当たり、いじめ防止対策委員の報償費、郵送料を支出させ、松戸市に対し損害を負わせたと主張しております。

以上のような主張があり、その後、去る11月15日の午後4時から5時まで、監査委員全員出席のもと、事情聴取を監査委員室で行いました。事情聴取では、私どもの意見をご説明するとともに、監査委員会から質疑が出されました。そして、平成29年12月6日付で監査委員より結果の送付がありました。

結果は5ページ一番上、本件請求は理由がないものと判断し、これを棄却するというものでございました。

最後に、7ページ中段に監査委員の意見がございます。その中に、教育委員会においては、今後も引き続きいじめの防止を最優先課題として取り組むとともに、その取り組みを一層充実されるよう要望するとあります。

こうした意見を受け、指導課といたしましては、松戸市いじめ防止対策委員会からの答申や法令を踏まえて、各学校や関係機関とともに、実行性のあるいじめ防止対策に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 監査請求に対する監査委員会の意見が出たということでのご報告でございました。

何か確認されることありますか。

この請求人を黒で塗った資料がお手元に行っているかと思いますが、事情、内容、起きた事象についてのことも多少そこに書いてありました。

この件については、教育委員会あるいは各委員も重大な関心を持って、発生当初から、非

公式の場を含めてかなり確認をしていたことに関することであろうと思います。それについてのポイントを、重大事項と見たかどうかという点について、監査請求がなされた。それについては棄却ということで、特にそれに当たらないという意見が出たということでありませぬ。

ちょっと手続上のことではありますけれども、何か確認される、よろしいですか。

ご説明の中でも最後にありましたが、監査委員の意見というのが最後にありまして、まことに遺憾なことである、これは尊い命が失われたこと、そして、いじめの問題というのは最重要課題であるということに関しては、全く認識を一にしている、みんなが一にしているところだろうと思います。隠蔽というような言葉もこの中にありましたけれども、隠蔽しているのではないかとありましたけれども、そういう立場に立った瞬間、我々も加害者の側になるということでもありますから、十分に心していくということは当然のこととして、この件については、このようなご報告があったということ、教育委員会としては受け止めるということでございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告終わります。

ほか、ありますでしょうか。

教育企画課、お願いします。

教育企画課長 教育企画課でございます。

私のほうからは、12月の教育委員会会議で市民会館の規則改正等をご審議いただいたときの施行規則等の一部改正の言葉について、今一度整理してご説明をさせていただこうかと思ひます。

お手元の施行規則等の一部改正（参考資料）というような資料ございますけれども、こちらに沿ってご説明させていただきます。

規則改正の審査を行いました法務担当部署に確認をしたところ、この部分は、申請の定義をはっきりさせるということ、意図したものということでございます。

具体的には、一番上の松戸市民劇場条例を例にいたしますが、第4条利用の許可の部分で、市民劇場を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないと規定されてございます。なので、次、四角で囲っている部分ですけれども、松戸市民劇場条例施行規則の部分ですけれども、こちらのほうの条文に当てはめると、市民劇場を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないという条例の規定に

より、市民劇場を利用しようとする者は、というものは旧のほうです、右側のほうですけれども、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないという条例の規定により、市民劇場を利用しようとする者はという表現ではなく、左側になりますけれども、市民劇場を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないという条例の規定により、利用の許可を受けようとする者はとすべきだというような見解でございました。

同様の理由で、その下に記載しております各規則も、それぞれの条例に沿った言葉に改正をされております。

以上、12月教育委員会会議の追加説明とさせていただきます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員、いかがですか。

伊藤委員 はい。これで、こういう条例では、上位規定である条例では、こういうふうにご利用しようとする者というふうになっているのを、それを受けた規則では、条例に書いてあるとおりの許可を受けようとする者はという形で整理されているのであれば、結構です。

教育長職務代理者 2段階あって、2段階目だけ見ると、どうもちょっと違和感があったというようなこと、全体こう並べていただくと、わかりやすくなったということかもしれません。

はい、ありがとうございます。

いいですか。

そのほか、いかがでしょうか。事務局はない。

委員の皆さんから報告はありますでしょうか。

それでは、ないようでございますので、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 ありがとうございます。

次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成30年2月定例会でございますが、平成30年2月8日の木曜日、午前10時より、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成30年2月定例教育委員会会議は、平成30年2月8日の木曜日、午前10時より教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成30年1月定例教育委員会会議を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後3時03分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員